

松戸市稔台市民センターの指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 18 年条例第 24 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、松戸市稔台市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

松戸市稔台市民センター 松戸市稔台七丁目 1 番地の 5

2. 指定管理者となる団体

松戸市稔台七丁目 1 番地の 5

稔台連合町会

会長 上吉 司郎

3. 指定管理の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで(2 年間)

4. 選定理由

審査委員会における評価が総合的に良好であったため

5. 選定審査手順

- ・ 申請書類受付
平成 29 年 8 月 31 日(木)
- ・ 公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第 1 回：平成 29 年 9 月 29 日(金)
第 2 回：平成 29 年 10 月 6 日(金)
第 3 階：平成 29 年 10 月 13 日(金)
- ・ 指定管理者候補者審査結果答申
平成 29 年 10 月 16 日(月)(審査委員会→市長)
- ・ 松戸市議会 12 月定例会指定管理者の指定議案提出
平成 29 年 12 月 5 日(火)
- ・ 松戸市議会 12 月定例会指定管理者の指定議案議決
平成 29 年 12 月 21 日(木)
- ・ 指定管理者の告示
平成 29 年 12 月 27 日(水)
- ・ 指定管理者への指定の通知
平成 29 年 12 月 27 日(水)